



# 包括支援センターだより

## 地域包括支援センターはどんなところ？



地域包括支援センターは、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように支援を行う総合相談機関です。

こんなことで困ったら…ご相談ください

### ■介護のこと

- ・介護保険を利用したい。
- ・介護予防の事業はなにがありますか？

### ■健康のこと

- ・足腰が弱くなってきて、今後は心配だ。
- ・一人暮らしで不安だ。

### ■家族のこと

- ・親の介護が大変だ。
- ・離れて住む一人暮らしの親が心配だ。

### ■お金や財産のこと

- ・物忘れがひどくなった。
- ・振り込め詐欺の被害にあった。

### ■近所の高齢者のこと

- ・近所の一人暮らしの高齢者が心配だ。
- ・高齢者が虐待されているようだ。

- 問い合わせ 介護高齢課地域包括支援センター ☎53-2111(内線365)  
各支所地域振興課地域福祉室

認知症カフェ			
身近にあるカフェのように気軽にお茶を飲みながら、認知症について同じ悩みや経験を持つ人たちと情報を分かち合い、ゆっくり語らうことができる憩いの場です。お気軽にお立ち寄りください。			
地区	神林	村上	荒川
とき	5月15日(日) 午後1時30分～3時	5月25日(水) 午後1時30分～3時30分	6月3日(金) 午後1時30分～3時30分
ところ	認知症高齢者グループホーム まつかぜ	マナボーテ村上 2階 喫茶ルーム	坂町ふれあいセンター
対象者	ご本人・ご家族・認知症に関心のある人		
参加費	無料	100円	100円
申し込み	事前申し込みは必要ありません。出入りも自由です。直接会場にお越しください。		

ご相談は、電話・来所・訪問にて受け付けします。相談の秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。



八幡社会福祉士

## 人権啓発シリーズ① ～考えよう相手の気持ち 育てよう思いやりの心～



### 人権ってなんだろう

人権とは、人間の尊厳に基づいて一人ひとりが生まれながらに持っている権利であり、すべての人々が人間としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。

国際的には、第2次世界大戦後、世界の平和と人類の自由・平等を実現するためには、すべての人の人権が何よりも尊重されなければならないという認識から、昭和23年(1948年)、国連で「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」とする「世界人権宣言」が採択され、その後「世界人権宣言」を実効あるものにするため、「国際人権規約」が昭和41年(1966年)に採択されています。

日本国内では、「基本的人権の尊重」を基本原理の一つとする日本国憲法が昭和22年(1947年)に施行され、この憲法をもとに人権に関する法律が施行されるとともに各種施策が実施されてきました。

- 問い合わせ 市民課生活人権室 ☎53-2111(内線281)

「人権」について今号から2か月おきにシリーズでお伝えします



人権イメージキャラクター

人権イメージキャラクター 人権まもる君

人権イメージキャラクター 人権まもるちゃん